

外国人創業環境形成事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 外国人創業環境形成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和 44 年福岡市規則第 35 号。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、海外から多くのチャレンジ人材が集まるグローバル創業都市・福岡の実現を図るため、外国人の福岡市内での創業に係る事業所及び住居の確保を支援することにより、外国人の創業を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 次に掲げる行為をいう。
 - ア 個人が新たに事業を開始すること（ただし、イに掲げるものを除く。）。
 - イ 個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。
- (2) 創業日 個人事業者にあっては所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 229 条に規定する開業等の届出書を税務署長に提出した日を、会社にあつてはその設立の日をいう。
- (3) 外国人創業者 創業を行う外国人（外国の国籍を有する者をいう。以下同じ。）をいう。
- (4) 知識創造型産業 ソフトウェアの開発、半導体製品の設計その他の情報、知識等の知的資源を活用した事業をいう。
- (5) 健康・医療・福祉関連産業 医療機器、福祉機器、医薬品、保健機能食品等に関する事業をいう。
- (6) 環境・エネルギー関連産業 環境の保全及び創造並びにエネルギーに関する事業をいう。
- (7) 物流関連業 貨物の運送業及び倉庫業に関する事業をいう。
- (8) 貿易関連業 物品等の外国への輸出及び日本国内への輸入に係る取引に関する事業をいう。

(補助対象者)

第4条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、福岡市で創業した者であつて、次に掲げる要件の全てを満たす外国人創業者とする。

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）別表第 1 の 2 に掲げる経営・管理の在留資格又は同表の 5 の表に掲げる特定活動の在留資格をもって本邦に在留し、かつ、福岡市内に居住している者（同法第 20 条第 6 項の規定により本邦に在留する外国人を含む。）。
- (2) 福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員若しくは同条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 補助金申請の日の属する年度の前年度の初日以降に創業した者であつて、将来にわたって福岡市で事業継続する意思を有すること。
- (4) 第 6 条第 1 項に規定する期間において、福岡市から他の条例、規則、要綱等に基づき、第 7 条の表の左欄の区分ごとに、当該各区分に相当する賃料に対する補助金又は交付金を受けていない者
- (5) 市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 知識創造型産業
- (2) 健康・医療・福祉関連産業
- (3) 環境・エネルギー関連産業
- (4) 物流関連業
- (5) 貿易関連業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの

(補助対象経費等)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、外国人創業者の住居（以下「住居」という。）及び外国人創業者が創業を行うために使用する事業所（以下「事業所」という。）の賃料（共益費及び管理費を含み、消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）とする。ただし、交付決定により定めた日から当該年度の3月31日までに必要なものに限る。

2 第1項の住居及び事業所は、賃貸住宅等（賃貸住宅その他賃貸の用に供する建物をいう。以下同じ。）とする。

3 第1項の賃貸借契約の期間は、1年以上でなければならない。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費のうち、各月ごとに、次の表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄の補助額以内であって、かつ、同欄の上限額以下とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。ただし、福岡市にとって特に魅力ある創業事業であると市長が認めるときは、同表の左欄の区分に応じそれぞれ右欄に掲げる額を上限とする。

住居	補助額 1月当たりの賃料に2分の1を乗じて得られた額 上限額 7万円	補助額 1月当たりの賃料 上限額 14万円
事業所	補助額 1月当たりの賃料に2分の1を乗じて得られた額 上限額 5万円	補助額 1月当たりの賃料 上限額 10万円
住居兼事業所	補助額 1月当たりの賃料に2分の1を乗じて得られた額 上限額 12万円	補助額 1月当たりの賃料 上限額 24万円

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、市長に対し、市長が定める期日までに、次に掲げる書類を添えて、補助金の交付の申請を行わなければならない。
なお、交付を受ける者は原則として公募により募集する。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 補助対象経費収支予算書（様式第2号）
- (3) 事業計画書
- (4) 履歴書
- (5) 役員名簿

- (6) 入管法第 19 条の 3 の在留カード（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 16 条の 6 第 1 項の規定により受けた証明書を提出して入管法第 6 条第 2 項の申請を行い、同法第 9 条第 1 項の上陸許可の証印を受けて同法第 19 条の 6 の規定により在留カードの交付を受けた者にあつては、同法第 19 条の 11 第 3 項で準用する同法第 19 条の 10 第 2 項の規定により新たに受けたものに限る。）
- (7) 履歴事項全部証明書又は開業届の写し
- (8) 賃貸住宅等の賃貸借契約書の写し
- (9) 定款、規約又はこれに類する団体の組織、運営方法等について定めるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

- 第 9 条 市長は、前条による補助金の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、すみやかにその決定の内容およびこれに付した条件を様式第 3 号により交付申請者に通知しなければならない。
- 2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。
- 3 市長は、第 1 項の審査の結果により補助金を交付することが不適当と認められたときは、すみやかにその旨を様式第 4 号により交付申請者に通知しなければならない。

（決定事業の変更認定）

- 第 10 条 前条第 1 項規定に規定する補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、当該決定に係る創業事業（以下「決定事業」という。）を変更しようとするときは、様式第 5 号により市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請が承認すべきものと認めたときは、当該交付決定者にその旨を様式第 6 号により通知しなければならない。

（事業の実績報告）

- 第 11 条 交付決定者が決定事業の実績を報告するに当たっては、市長に対し、次に掲げる書類を提出しなければならない。
- (1) 補助対象事業実績報告書（様式第 7 号）
 - (2) 補助対象経費収支決算書（様式第 8 号）
 - (3) 補助対象経費における賃料等の支払い実績がわかる書類
 - (4) 営業報告書（貸借対照表、損益計算書等）
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の報告については、当該決定を受けた日の属する市の会計年度が終了する日までに行わなければならない。
- 3 第 1 項の報告については、前項の規定に関わらず、決定事業が完了したときは当該完了した日から、又は決定事業の廃止の承認を受けたときは廃止の承認を受けた日から起算して 1 月以内に行うものとする。

（補助金の額の確定等）

- 第 12 条 市長は、前条第 1 項及び第 2 項の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を様式第 9 号により当該交付決定者に通知しな

ければならない。

(補助金の交付)

第 13 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。

(暴力団の排除)

第 14 条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。次項において「暴排条例」という。）第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、交付申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、交付申請者に対し役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(決定の取消し)

第 15 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為を行ったと認められるとき。
- (2) 第 4 条各号の要件を満たさなくなったと認められるとき。
- (3) 第 14 条第 2 項各号のいずれかに該当したとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、補助金の交付の内容又はこれに付した条件その他法令、条例及び規則に基づく市長の処分又は命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による取消しをしたときは、その旨を様式第 10 号により当該交付決定者に通知しなければならない。

(補助金の返還)

第 16 条 市長は、前条により補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金の当該取消しに係る額の返還を命じなければならない。

(立入検査等)

第 17 条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助対象者に報告させ又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(状況報告)

第 18 条 市長は、交付決定者に対し、決定事業の進捗状況等について補助金交付決定を受けた当該年度から 5 年間は報告を求めることができる。

(規定外の事項)

第19条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

(経過措置)

- 3 この要綱の失効に伴う経過措置については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。